

○ 危機管理部会規程

(目的)

第1条 東京医科大学茨城医療センター（以下「当センター」という）危機管理部会（以下「部会」という）は、当センターにおいて下記項目により安全管理上の破綻が生じた場合、当センターが地域への「質の高い安全な医療の提供」を維持できるように、病院組織ならびに患者側・医療者側両者へのダメージコントロールを迅速に行い、社会損失を最小限に抑えることを目的とする。

- (1) 医療安全管理上の問題
- (2) 院内感染対策上の問題
- (3) 情報安全管理上の問題
- (4) その他

(構成)

第2条 部会は、病院長、副院長、安全管理室長、看護部長（不在の場合は副看護部長）、事務部長、参与、総医局長（不在の場合は副総医局長）、技師部門代表、感染症対策委員会委員長、総務課長、書記（統括安全管理者、不在の場合は安全管理室事務）をもって構成し、病院長が委嘱する。ただし、部会長が必要と認めたときは関係者の出席、資料の提出等を求めることができる。

(部会長・副部会長)

第3条 部会長は病院長、副委員長は副院長があたる。副部会長は部会長を補佐し、部会長不在の時はその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 部会委員の任期は院長任期と同じ3年とする。部会委員に欠員が生じた場合、病院長が任命し、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第5条 部会は毎日1回を原則とする。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(部会の成立)

第6条 部会は委員の過半数の出席によって成立する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は企画広報室と安全管理室が担当し、連絡、議事録等を行う。

(記録の保管)

第8条 危機管理部会議事録は、5年間これを保存することとする。

(その他)

第9条 危機管理部会の委員は、報告された事例について職務上知りえた内容を、正当な理由なく他の第三者に告げてはならない。

附則

1. この規程は平成20年6月2日から施行する。
2. この規程は平成21年4月1日から施行する。
3. この規程は平成23年4月1日から施行する。
4. この規程は平成25年2月22日から施行する。
5. この規程は平成27年10月16日から施行する。